

湯河原町真鶴町衛生組合職員の処分について

このたび、当組合の職員が公金を横領していたことが判明いたしました。

公金を横領するという、あってはならない事案が発生しましたことは誠に遺憾であり、湯河原町及び真鶴町の住民及び事業者の皆様のご信頼を損なう事態を招きましたことを深く反省し、心よりお詫びを申し上げます。

今後、警察や関係機関と協議しつつ全貌の究明にあたり、このようなことが再び起きないように、職員の綱紀粛正や公金取り扱い事務の見直しを図り、両町住民及び事業者の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

1. 事案の概要と経緯

当事者 湯河原町真鶴町衛生組合職員 50歳 男性（管理職）

内 容

当該職員は、令和5年8月25日から令和5年11月10日までにわたり、自己の債務の返済などに充てるため、公金（廃木材処理手数料）を横領していた。令和5年11月10日に当該事案が発覚し、当事者から聞き取りを行ったところ、総額1,120,700円の公金を横領した事実が判明したものです。

2. 処分の内容

当事者本人 令和5年11月21日（火曜日） 懲戒免職

関係監督者 指導監督の不適正による処分を検討中（後日公表）

3. 再発防止に向けた対応策

今後は、当該公金の受領、組合会計への入金処理事務の手順を見直し、複数職員での対応を徹底するなど、第三者を含めた厳正なチェック体制の構築とともに、職員に対する綱紀粛正に努めてまいります。

令和5年11月21日

湯河原町真鶴町衛生組合長

職務代理者 小林 伸行

問い合わせ先 湯河原町真鶴町衛生組合（湯河原美化センター内）  
電話（0465）63-3472 須藤、又は室伏